

(参考資料) 表1 放流水の水質検査項目等一覧 (管理型埋立処分場)

検査項目	基準※1	検査方法	検査頻度		
			維持管理中	終了届出中 (廃止基準)	
			放流水 (埋立開始～廃止)	保有水等 (廃止前2年間)	
有害物質関係	(1) カドミウム及びその化合物	0.03 mg/l 以下	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成10年6月環境庁・厚生省告示第1号)	1年に1回以上	6ヶ月に1回以上
	(2) シアン化合物	0.3 mg/l 以下			
	(3) 鉛及びその化合物	0.1 mg/l 以下			
	(4) 六価クロム化合物	0.1 mg/l 以下			
	(5) 砒素及びその化合物	0.05 mg/l 以下			
	(6) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/l 以下			
	(7) アルキル水銀化合物	検出されないこと			
	(8) 有機燐化合物	0.3 mg/l 以下			
	(9) ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l 以下			
	(10) トリクロロエチレン	0.1 mg/l 以下			
	(11) テトラクロロエチレン	0.1 mg/l 以下			
	(12) ジクロロメタン	0.2 mg/l 以下			
	(13) 四塩化炭素	0.02 mg/l 以下			
	(14) 1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l 以下			
	(15) 1,1-ジクロロエチレン	1 mg/l 以下			
	(16) シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l 以下			
	(17) 1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l 以下			
	(18) 1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l 以下			
	(19) 1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l 以下			
	(20) チウラム	0.06 mg/l 以下			
	(21) シマジン	0.03 mg/l 以下			
	(22) チオベンカルブ	0.2 mg/l 以下			
	(23) ベンゼン	0.1 mg/l 以下			
	(24) セレン及びその化合物	0.1 mg/l 以下			
	(25) 1,4-ジオキサン※2	0.5 mg/l 以下			
	(26) ほう素及びその化合物	(海域以外) 50 mg/l 以下 (海域) 230 mg/l 以下			
	(27) ふっ素及びその化合物	15 mg/l 以下			
	(28) アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200 mg/l 以下 (アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素)			
生活環境項目関係	(1) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/l 以下	表3検査方法に同じ	1年に1回以上	1年に1回以上
	(2) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)	30 mg/l 以下			
	(3) フェノール類含有量	5 mg/l 以下			
	(4) 銅含有量	3 mg/l 以下			
	(5) 亜鉛含有量	1.5 mg/l 以下			
	(6) 溶解性鉄含有量	2 mg/l 以下			
	(7) 溶解性マンガン含有量	2 mg/l 以下			
	(8) クロム含有量	2 mg/l 以下			
	(9) 大腸菌群数	800 個/cm ³ 以下			
	(10) 燐含有量	8 mg/l 以下			
	(11) 水素イオン濃度(pH)	(海域以外) 5.8 ~ 8.6 (海域) 5.0 ~ 9.0			
	(12) 生物学的酸素要求量(BOD)※3	30 mg/l 以下			
	(13) 化学的酸素要求量(COD)※3	30 mg/l 以下			
	(14) 浮遊物質(SS)	40 mg/l 以下			
	(15) 窒素含有量	60 mg/l 以下			
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/l以下	表3検査方法に同じ	1年に1回以上	1年に1回以上	

※1 ここでは、法令基準又は産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準別表第1に掲げる基準のうち、最も低い値を示している。

※2 既存の管理型埋立処分場については、当分の間、放流水に係る1,4-ジオキサンの基準を10mg/lとする。

※3 生物学的酸素要求量(BOD)についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される放流水に限って適用し、化学的酸素要求量(COD)についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される放流水に限って適用する。

(参考資料) 表2 浸透水の水質検査項目等一覧(安定型埋立処分場)

検査項目	基準	検査方法	検査頻度		
			維持管理中 (埋立開始～廃止)	終了届出中 (廃止基準) (廃止前1年間)	
有害物質関係	(1) カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成10年6月環境庁・厚生省告示第1号)	1年に1回以上	1年に1回以上
	(2) 全シアン	検出されないこと			
	(3) 鉛	0.01 mg/ℓ 以下			
	(4) 六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下			
	(5) 砒素	0.01 mg/ℓ 以下			
	(6) 総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下			
	(7) アルキル水銀	検出されないこと			
	(8) ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと			
	(9) トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下			
	(10) テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下			
	(11) ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下			
	(12) 四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下			
	(13) 1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下			
	(14) 1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下			
	(15) 1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下			
	(16) 1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下			
	(17) 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下			
	(18) 1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下			
	(19) チウラム	0.006 mg/ℓ 以下			
	(20) シマジン	0.003 mg/ℓ 以下			
	(21) チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下			
	(22) ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下			
	(23) セレン	0.01 mg/ℓ 以下			
	(24) 1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下			
	(25) クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/ℓ 以下			
生活環境項目関係	(1) 生物化学的酸素要求量(BOD)※	20 mg/ℓ 以下	1ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回以上	
	(2) 化学的酸素要求量(COD)※	40 mg/ℓ 以下		—	

※ 生物化学的酸素要求量(BOD)についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される浸透水に限って適用し、化学的酸素要求量(COD)についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される浸透水に限って適用する。

(参考資料) 表3 地下水等の水質検査項目等一覧 (最終処分場・中間処理施設)

検査項目	基準	検査方法	検査頻度		
			最終処分場 (維持管理中, 終了届出中)	中間処理施設※1	
地下水等 検査項目	(1) カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成10年6月環境庁・厚生省告示第1号)	ア 埋立開始前 イ 1年に1回以上※2 ウ 電気伝導率又は塩化物イオンに異状が認められた場合 (管理型処分場のみ)	1年に1回以上
	(2) 全シアン	検出されないこと			
	(3) 鉛	0.01 mg/ℓ 以下			
	(4) 六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下			
	(5) 砒素	0.01 mg/ℓ 以下			
	(6) 総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下			
	(7) アルキル水銀	検出されないこと			
	(8) ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと			
	(9) トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下			
	(10) テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下			
	(11) ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下			
	(12) 四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下			
	(13) 1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下			
	(14) 1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下			
	(15) 1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下			
	(16) 1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下			
	(17) 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下			
	(18) 1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下			
	(19) チウラム	0.006 mg/ℓ 以下			
	(20) シマジン	0.003 mg/ℓ 以下			
	(21) チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下			
	(22) ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下			
	(23) セレン	0.01 mg/ℓ 以下			
	(24) 1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下			
	(25) クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/ℓ 以下			
その他	電気伝導率及び塩化物イオン (管理型処分場のみ)			ア 埋立開始前 イ 1ヶ月に1回以上	—
	ダイオキシン類 (管理型処分場のみ)	1 pg-TEQ/ℓ以下	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成12年1月環境庁, 厚生省告示1号)	ア 埋立開始前 イ 1年に1回以上※2 ウ 電気伝導率又は塩化物イオンに異状が認められた場合	—

※1 地下水モニタリング設備を設置している場合

※2 埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等(管理型埋立処分場), 浸透水(安定型埋立処分場)の水質に照らして, 地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については, この限りではない。

(参考資料) 表4 排水基準の水質検査項目等一覧(中間処理施設)

検査項目		排水基準	検査方法	検査頻度
有害物質関係	(1) カドミウム及びその化合物	0.03 mg/l 以下	排水基準を定める総理府令第2条の規定に基づく環境庁長官が定める方法(昭和49年9月環境庁告示第64号)等	1年に1回以上
	(2) シアン化合物	1 mg/l 以下		
	(3) 鉛及びその化合物	0.1 mg/l 以下		
	(4) 六価クロム化合物	0.5 mg/l 以下		
	(5) 砒素及びその化合物	0.1 mg/l 以下		
	(6) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/l 以下		
	(7) アルキル水銀化合物	検出されないこと		
	(8) 有機燐化合物	1 mg/l 以下		
	(9) ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l 以下		
	(10) トリクロロエチレン	0.1 mg/l 以下		
	(11) テトラクロロエチレン	0.1 mg/l 以下		
	(12) ジクロロメタン	0.2 mg/l 以下		
	(13) 四塩化炭素	0.02 mg/l 以下		
	(14) 1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l 以下		
	(15) 1,1-ジクロロエチレン	1 mg/l 以下		
	(16) シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l 以下		
	(17) 1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l 以下		
	(18) 1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l 以下		
	(19) 1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l 以下		
	(20) チウラム	0.06 mg/l 以下		
	(21) シマジン	0.03 mg/l 以下		
	(22) チオベンカルブ	0.2 mg/l 以下		
	(23) ベンゼン	0.1 mg/l 以下		
	(24) セレン及びその化合物	0.1 mg/l 以下		
	(25) ほう素及びその化合物	(海域以外) 10 mg/l 以下 (海域) 230 mg/l 以下		
	(26) ふっ素及びその化合物	(海域以外) 8 mg/l 以下 (海域) 15 mg/l 以下		
	(27) アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/l 以下 (アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素)		
	(28) 1,4-ジオキサン	0.5 mg/l 以下		
生活環境関係	(1) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/l 以下		6ヶ月に1回以上
	(2) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30 mg/l 以下		
	(3) フェノール類含有量	5 mg/l 以下		
	(4) 銅含有量	3 mg/l 以下		
	(5) 亜鉛含有量	2 mg/l 以下		
	(6) 溶解性鉄含有量	10 mg/l 以下		
	(7) 溶解性マンガン含有量	10 mg/l 以下		
	(8) クロム含有量	2 mg/l 以下		
	(9) 大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³ 以下		
	(10) 燐含有量	16 mg/l 以下 (日間平均 8 mg/l 以下)		
	(11) 水素イオン濃度(pH)	(海域以外) 5.8 ~ 8.6 (海域) 5.0 ~ 9.0		
	(12) 生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/l 以下 (日間平均 120 mg/l 以下)		
	(13) 化学的酸素要求量(COD)	160 mg/l 以下 (日間平均 120 mg/l 以下)		
	(14) 浮遊物質(SS)	200 mg/l 以下 (日間平均 150 mg/l 以下)		
	(15) 窒素含有量	120 mg/l 以下 (日間平均 60 mg/l 以下)		

備 考

- 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 生物化学的酸素要求量（BOD）についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量（COD）についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 3 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 4 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

(注)「環境大臣が定める湖沼」=昭60環告27（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼）

「環境大臣が定める海域」=平5環告67（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域）